

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策の効果もあり、緩やかに回復しているものの、海外の景気動向による下振れリスクや、物価上昇等による影響に注意を要する状況で推移しました。

このような状況の中で、当社グループは、事業の根幹であるプロバイオティクスの啓発・普及活動を展開し、商品の優位性を訴求してきました。また、長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」に立脚し、世界の人々の健康に貢献し続けるヘルスケアカンパニーを目指し、企業活動を推進し、業績の向上に努めました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は499,683百万円（前期比0.7%減）となりました。利益面においては、営業利益は55,391百万円（前期比12.6%減）、経常利益は75,860百万円（前期比4.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は45,533百万円（前期比10.7%減）となりました。

連結売上高	499,683百万円	前期比 0.7%減
営業利益	55,391百万円	前期比 12.6%減
経常利益	75,860百万円	前期比 4.3%減
親会社株主に帰属する 当期純利益	45,533百万円	前期比 10.7%減

主な部門別の状況は、次のとおりであります。

飲料および食品製造販売事業部門（国内）

乳製品につきましては、当社独自の「乳酸菌 シロタ株」や「ビフィズス菌 BY株」などの科学性を広く普及するため、エビデンスに基づき、地域に根ざした「価値普及」活動を積極的に展開しました。

宅配チャンネルにおいては、乳製品乳酸菌飲料「Yakult（ヤクルト）1000」類を中心に、新規のお客さまづくりを実施するとともに、既存のお客さまへの継続飲用の促進を図りました。また、宅配組織の強化を図るため、ヤクルトレディの採用活動および働きやすい環境づくりを推進しました。

店頭チャンネルにおいては、乳製品乳酸菌飲料「Newヤクルト」類および「Y1000」を中心に、視認性の高い売り場を展開するとともに、各種キャンペーンを実施し、店頭でのプロモーションスタッフによる「価値普及」活動を重点的に行うことで、売り上げの増大に努めました。

商品別では、「Yakult（ヤクルト）1000」のシリーズ品として、糖質とカロリーを低減した乳製品乳酸菌飲料「Yakult（ヤクルト）1000 糖質オフ」を本年1月に全国で発売するとともに、3月には機能性表示食品に関する表示を行いました。また、新ブランドである植物素材利用食品「豆乳の力」3品を昨年10月に発売しました。

一方、清涼飲料につきましては、栄養ドリンク「タフマン」シリーズおよび乳酸菌はっ酵果汁飲料「ヤクルトの美味しいはっ酵果実」を中心に販売促進策を実施し、売り上げの増大に努めました。

このような取り組みを中心に販売強化に努めたものの、他社商品との競争激化等により、乳製品および清涼飲料ともに、前年を下回る実績で推移しました。

これらの結果、飲料および食品製造販売事業部門（国内）の連結売上高は、242,984百万円（前期比3.6%減）となりました。

飲料および食品製造販売事業部門（海外）

海外につきましては、1964年3月の台湾ヤクルト株式会社の営業開始をかわきりに、現在27の事業所および1つの研究所を中心に、39の国と地域で主として乳製品乳酸菌飲料「ヤクルト」の製造、販売を行っており、本年3月の一日当たり平均販売本数は約2,813万本となっています。

アジア・オセアニア地域では、中国において、経済の回復の遅れや消費の鈍化等が続いている中、「ヤクルト ピーチ風味（鉄プラス）」を中心に、「乳酸菌 シロタ株」の「価値普及」活動の強化や新規取引先の開拓等により、売り上げの回復に努めました。また、事業の再編成の一環として、昨年12月に上海ヤクルト株式会社の解散手続きを開始し、同社上海工場の閉鎖等を実施することで、経営効率の向上に向け、取り組みを進めています。さらに、フィリピンにおいては、持分法適用会社であるフィリピンヤクルト株式会社の100%子会社工場において、昨年5月から「ヤクルト」の生産を開始し、需要増加に対応した結果、実績は好調に推移しました。加えて、ベトナムにおいては、昨年4月に「ヤクルトライト」を発売し、積極的に販売促進策を実施するとともに、宅配組織の拡充と新規取引先の増加に努めた結果、実績は好調に推移しました。そのほか、新たな取り組みとして、国内で販売している「Y1000」を香港ヤクルト株式会社に輸出し、本年3月から販売を開始しました。

米州地域では、米国において、広報活動等による販売支援を強化するとともに、取引店舗数の増加等に努めた結果、実績は好調に推移しました。また、今後の需要増加に対応するため、昨年10月に第2工場の建設を開始しました。

ヨーロッパ地域では、広告展開による販売促進の強化およびSNS等を活用した広報活動等を実施した結果、実績は好調に推移しました。

これらの結果、飲料および食品製造販売事業部門（海外）の連結売上高は238,757百万円（前期比5.7%増）となりました。

その他事業部門

その他事業部門には、化粧品の製造販売、医薬品の製造販売およびプロ野球興行などがあります。

化粧品につきましては、当社が創業以来培ってきた乳酸菌研究から生まれたオリジナル保湿成分「S.E.（シロタエッセンス）」の「価値普及」活動に重点をおき、お客さまの「内外美容」の実現と化粧品愛用者数の増大に努めました。

具体的には、基礎化粧品「ラクトデュウ」シリーズから、昨年4月に「ラクトデュウ S.E.ク

レンジング（オイル）」および「ラクトデュウ S.E.ウォッシング」を、10月に「ラクトデュウ S.E.クリーム」をリニューアル発売しました。また、高機能基礎化粧品「パラビオ」シリーズから、9月に「パラビオ ACセラム サイ（スペシャルプログラム セット）」を数量限定で発売しました。

その結果、化粧品全体としては、前期を上回る実績となりました。

医薬品につきましては、がん関連医療用医薬品の高田製薬株式会社への販売移管・製造販売承認の承継に関する基本合意書に基づき、製品ごとに順次販売移管と製造販売承認の承継を進めました。また、抗悪性腫瘍剤「カンプト」を含めた4品目については、本年3月末日をもって薬価削除となりました。

プロ野球興行につきましては、各種イベントやさまざまな情報発信を行うなど、積極的なファンサービスに取り組んだ結果、入場者数が増加しました。

これらの結果、その他事業部門の連結売上高は29,423百万円（前期比18.8%減）となりました。

事業部門別売上高

区 分	第 72 期 (2023.4.1~2024.3.31)	第 73 期 (当連結会計年度) (2024.4.1~2025.3.31)	増 減	
			金 額	前 期 比
国 内	252,179百万円	242,984百万円	△ 9,195百万円	3.6%減
海 外	225,812百万円	238,757百万円	12,944百万円	5.7%増
飲料および食品 製造販売事業部門計	477,992百万円	481,741百万円	3,749百万円	0.8%増
その他事業部門	36,256百万円	29,423百万円	△ 6,833百万円	18.8%減
(調整額)	△ 11,169百万円	△ 11,481百万円	△ 312百万円	—
合 計	503,079百万円	499,683百万円	△ 3,396百万円	0.7%減

(注) 「調整額」は、事業部門間売上高の消去金額です。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、生産設備の増設・更新を中心に総額49,603百万円となっています。

当連結会計年度の主な設備投資は、株式会社千葉ヤクルト工場の新工場建設およびアメリカヤクルト株式会社の第2工場の建設があります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資または社債の発行などによる資金の調達は行っていません。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、国内の人口減少等による市場の伸び悩み、お客さまのニーズの多様化や品質、環境問題に対する意識の高まりなど、刻々と変化を続けています。

このような環境のもと、当社グループは引き続き、創業当初から提唱する「予防医学」「健腸長寿」の考え方に基づき、お客さまの健康づくりに役立ち、社会の健康課題の解決に寄与する商品やサービスを提供します。そして、長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」に立脚し、世界の人々の健康に貢献し続けるヘルスケアカンパニーを目指し、企業活動を推進します。推進にあたっては、グループの強みである「研究開発・技術力」と「当社グループ独自の宅配システム」を活かすとともに、他社とも協業することで、事業領域の拡大に向けた取り組みを進めていきます。

また、当社グループは、企業の社会的責任であるサステナビリティへの取り組みの一つとして、「環境ビジョン2050」を定め、2050年までに、バリューチェーン環境負荷ゼロ経営を目指します。

各事業部門の対処すべき課題は、次のとおりであります。

飲料および食品製造販売事業部門（国内）

お客さまの健康意識の高まりにより、プロバイオティクス商品が健康習慣の一つとなりつつありますが、競合商品の台頭や物価上昇により、市場環境は厳しい状況となっています。当社においては、お客さまからの支持を獲得するため、「乳酸菌 シロタ株」の科学性を訴求する「価値普及」活動を推進するとともに、高付加価値商品である「Yakult（ヤクルト）1000」類および

「Y1000」類ならびに「Newヤクルト」類を中心に、ブランド強化を図ります。

宅配チャンネルにおいては、「Yakult（ヤクルト）1000」類を中心に、新規のお客さまづくりの実施および既存のお客さまへの継続飲用促進により、売り上げの増大を目指します。また、人材獲得競争が激化する中、宅配組織の強化という課題に対し、ヤクルトレディの採用活動および働きやすい環境づくりを推進します。

店頭チャンネルにおいては、「Newヤクルト」類および「Y1000」類を中心に、マーケットごとの特性や顧客ニーズを踏まえた施策を推進し、売り上げの増大を目指します。

飲料および食品製造販売事業部門（海外）

プロバイオティクスに対する注目が高まる中、事業の拡大および収益性の向上という課題に対し、既進出国・地域におけるさらなる市場深耕に加え、販売エリアの拡大に向けた取り組みを推進します。あわせて、販売組織の拡充を図るため、人材の確保・育成に努めます。

具体的には、実績が好調に推移している米国、メキシコ、ベトナム等の事業所においては、引き続き販売体制・施策の強化に努めます。

また、実績の回復に取り組んでいる事業所においては、販売組織の見直しや積極的な広報広告活動等に注力し、売り上げの増大を目指します。特に、中国では、中・小都市を中心に物流拠点および取引店舗数の増加に取り組み、売り上げの増大を図るとともに、営業体制等の再構築や従事者教育等に注力することで、販売組織の強化を進めていきます。そのほか、成長市場であるEC分野における取り組みを積極的に推進します。

その他事業部門

化粧品につきましては、競合商品の台頭や物価上昇により、市場環境は厳しい状況となっています。国内においては、訪問販売において、当社が創業以来培ってきた乳酸菌研究から生まれたオリジナル保湿成分「S.E.（シロタエッセンス）」を核とした商品の展開やヤクルト独自の組織体制等を通じて当社商品の優位性を高め、愛用者数の増大を図ります。また、訪問販売では接点を持つことができないお客さまには、通信販売および店頭販売をとおしてアプローチを行います。海外においては、当社商品のさらなる認知向上を図るとともに、販路拡大等を行うことで、売り上げの増大を目指します。

プロ野球興行につきましては、ファンの皆さまの期待に応えられるようチーム力の強化に取り組むとともに、各種ファンサービスの充実を図っていきます。

<中期経営計画（2025-2030）発表資料の抜粋>

長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」のうち、2025年度から2030年度までの6年間における「中期経営計画（2025-2030）」（2025年5月13日発表）の概要は、次のとおりです。

一 重点テーマ 一

1. 事業領域の拡大とビジネスモデルの進化
 - ・コア領域の強化と周辺領域の拡大
 - ・国と地域に対応したR&D体制の確立
 - ・チャンネルミックスによるビジネスモデルの強化
2. 地域社会との共創とグローバル展開の進化
 - ・ヘルスケア プラットフォームの構築
 - ・自社の強みを活かしたDXの推進
 - ・国や地域に合わせた戦略の最適化
3. 成長を支える経営基盤の進化
 - ・財務・資本戦略（資本の充実から資本効率向上へ）
 - ・組織戦略（チカラを最大限活かすための組織の活性化）
 - ・非財務戦略（ヤクルト独自のビジネスモデルを磨き上げ、事業戦略を支え加速させるDXと基盤創造戦略）



なお、中期経営計画（2025-2030）に関する詳細につきましては、以下のURLをご参照ください。

https://www.yakult.co.jp/company/ir/library/pdf/Medium-term_Management_Plan_2025_2030.pdf



<サステナビリティに関する取り組み>

「環境ビジョン2050」の実現に向け、環境に関するマテリアリティ（重要課題）を見直すとともに、対象範囲をグローバルまで拡大した「環境目標2030」へと改定し、実効性のある取り組みを推進します。

1. 気候変動の緩和と適応
2. 持続可能なプラスチック容器包装の推進
3. 持続可能な水資源管理
4. 生物多様性の保全

さらに、当社グループは、引き続きコンプライアンス経営を推進するとともに、従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する健康経営の推進に積極的に取り組んでいます。社内に健康経営の推進専門組織を設け、各種取り組みを進めており、当社は「健康経営銘柄」に2年連続で選定され、「健康経営優良法人（大規模法人部門）～ホワイト500～」に8年連続で認定されています。あわせて、当社は、さまざまな人材育成プログラムをとおして、人的資本に投資を行うとともに、女性の管理職への積極的な登用や男性の育児休業取得の促進等をとおして、ダイバーシティ推進を進めています。

今後につきましても、企業の社会的責任や株主の皆さまへの説明責任を果たしつつ、企業理念である「私たちは、生命科学の追究を基盤として、世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献します。」の実現に向けて、コーポレートスローガン「人も地球も健康に」のもと、地球環境全体の健康を視野に入れ、すべての企業活動を通じて、良き企業市民として歩んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 70 期 (2021.4.1~2022.3.31)	第 71 期 (2022.4.1~2023.3.31)	第 72 期 (2023.4.1~2024.3.31)	第 73 期 (当連結会計年度) (2024.4.1~2025.3.31)
売上高	415,116百万円	483,071百万円	503,079百万円	499,683百万円
営業利益	53,202百万円	66,068百万円	63,399百万円	55,391百万円
経常利益	68,549百万円	77,970百万円	79,300百万円	75,860百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	44,917百万円	50,641百万円	51,006百万円	45,533百万円
1株当たり 当期純利益	140.18円	162.09円	164.52円	150.48円
総資産	672,855百万円	749,419百万円	833,286百万円	864,317百万円
純資産	484,935百万円	545,496百万円	605,946百万円	629,515百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しています。
 2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づき算出しています。
 3. 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第70期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。

(7) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東京ヤクルト販売株式会社	300百万円	100.0%	ヤクルト類などの販売
株式会社岡山和気ヤクルト工場	98百万円	100.0%	ヤクルト類のボトルリング
ヤクルト商事株式会社	30百万円	72.5%	ヤクルト類の販売用資機材 などの販売
株式会社ヤクルトマテリアル	50百万円	100.0%	香料などの製造販売
ヤクルトヘルスフーズ株式会社	99百万円	100.0%	保健機能食品、健康補助 食品などの製造販売
ヤクルトロジスティクス株式会社	10百万円	100.0%	ヤクルト類などの輸送
株式会社ヤクルト球団	495百万円	80.0%	プロ野球の興行
中国ヤクルト株式会社	1,491百万円	100.0%	ヤクルト類の製造販売

(注) ヤクルト商事(株)に対する当社の出資比率には、当社の子会社を通じての間接所有分15.9%が含まれています。

(8) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、以下の内容を主な事業としています。

飲料および食品製造販売事業部門	乳製品乳酸菌飲料、はっ酵乳、清涼飲料、麺類、健康食品
その他事業部門	化粧品の製造販売、医薬品の製造販売、プロ野球興行

(9) 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

① 当社

本 店	東京都港区海岸1丁目10番30号
営 業 所	北海道支店（北海道札幌市）、東日本支店（東京都港区）、 首都圏支店（東京都港区）、中日本支店（大阪府大阪市）、 西日本支店（福岡県福岡市）
工 場	福島工場（福島県福島市）、茨城工場（茨城県猿島郡）、 湘南化粧品工場（神奈川県藤沢市）、富士裾野工場（静岡県裾野市）、 富士裾野医薬品工場（静岡県裾野市）、兵庫三木工場（兵庫県三木市）、 佐賀工場（佐賀県神埼市）
研 究 所	中央研究所（東京都国立市）

② 子会社

区 分		子 会 社 名
国	内	東京ヤクルト販売株式会社（東京都台東区）、 株式会社岡山和気ヤクルト工場（岡山県和気郡）、 ヤクルト商事株式会社（東京都港区）、 株式会社ヤクルトマテリアル（東京都港区）、 ヤクルトヘルスフーズ株式会社（大分県豊後高田市）、 ヤクルトロジスティクス株式会社（東京都八王子市）、 株式会社ヤクルト球団（東京都港区）
海外	ア ジ ア ・ オセアニア	香港ヤクルト株式会社、シンガポールヤクルト株式会社、 インドネシアヤクルト株式会社、オーストラリアヤクルト株式会社、 マレーシアヤクルト株式会社、中国ヤクルト株式会社、 広州ヤクルト株式会社、天津ヤクルト株式会社、 無錫ヤクルト株式会社、インドヤクルト・ダノン株式会社、 ベトナムヤクルト株式会社、 中東ヤクルト販売株式会社（アラブ首長国連邦）、 ミャンマーヤクルト株式会社
	米 州	ブラジルヤクルト商工株式会社、メキシコヤクルト株式会社、 アメリカヤクルト株式会社
	ヨーロッパ	ヨーロッパヤクルト株式会社（オランダ）、オランダヤクルト販売株式会社、 ベルギーヤクルト販売株式会社、イギリスヤクルト販売株式会社、 ドイツヤクルト販売株式会社、オーストリアヤクルト販売株式会社、 イタリアヤクルト販売株式会社

上表の他、国内子会社は36社（計43社）、海外子会社はヤクルト本社ヨーロッパ研究所（ベルギー）など5社（計28社）

(10) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比較増減
飲料および食品製造販売事業部門 (国内)	7,087名	152名増
飲料および食品製造販売事業部門 (海外)	21,195名	453名減
そ の 他 事 業 部 門	746名	69名減
総 務 ・ 経 理 等 の 管 理 部 門	226名	3名減
合 計	29,254名	373名減

(注) 従業員数が前期末と比較して373名減少した主な理由は、海外子会社における従業員数が減少したことによるものです。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	2,080名	23名増	42歳8か月	18年9か月
女 性	779名	26名増	39歳8か月	15年8か月
合計または平均	2,859名	49名増	41歳10か月	17年11か月

(注) 上表従業員数には、出向者448名および嘱託133名を含みます。

(11) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	54,056百万円

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,300,000,000株
(2) 発行済株式総数 342,090,836株 (自己株式43,905,569株を含む)
(3) 株主数 134,918名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	39,147千株	13.1%
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	12,984千株	4.4%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	11,070千株	3.7%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託みずほ銀行口	9,914千株	3.3%
共 進 会	7,708千株	2.6%
松 尚 株 式 会 社	6,835千株	2.3%
ステートストリートバンク ウェストクライアント トリーティー 505234	5,473千株	1.8%
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	3,440千株	1.2%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	3,410千株	1.1%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,393千株	1.1%

- (注) 1. 上表は、当社株主名簿に基づき作成しています。
2. 当社は、自己株式43,905,569株を保有していますが、上表から除いています。
3. 持株比率は、自己株式43,905,569株を控除して計算しています。
4. みずほ信託銀行(株)退職給付信託みずほ銀行口の持株数9,914千株は、(株)みずほ銀行が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものです。
5. 共進会は、当社の取引先であるヤクルト販売会社を会員とする持株会です。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
取 締 役 (社外取締役および非常勤取締役を除く)	32,888株	8名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しています。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第459条第1項および当社定款第36条の規定により、資本効率の向上と株主還元の強化を目指し、機動的な資本政策の遂行を図るため、2025年2月14日開催の取締役会決議に基づき、本年3月末までに、(株)東京証券取引所における市場買付けにより、5,025,400株の自己株式を約150億円で取得しました。

(ご参考) 2025年2月14日開催の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

- ・取得し得る株式の総数 14,000,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く。) に対する割合4.62%)
- ・株式の取得価格の総額 300億円 (上限)
- ・取 得 期 間 2025年2月17日から2025年6月19日まで

※同日開催の取締役会において、2025年6月30日に上記取得期間にて取得した自己株式を全数消却予定であることをあわせて決議しています。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員	成 田 裕	(株)ヤクルト球団取締役オーナー 一般社団法人全国発酵乳酸菌飲料協会会長
取締役 専務執行役員	平 野 宏 一	研究開発本部長
取締役 専務執行役員	棚 良 昌 利	食品事業本部長、化粧品事業本部長
取締役 専務執行役員	星 子 秀 章	管理本部長
取締役 常務執行役員	島 田 淳 一	国際事業本部長 香港ヤクルト(株)董事長 アメリカヤクルト(株)代表取締役会長 ヨーロッパヤクルト(株)代表取締役会長
取締役 常務執行役員	鈴 木 康 之	生産本部長 国際業務部 (海外工場担当)
取締役 常務執行役員	渡 辺 秀 一	医薬品事業本部長
取締役 常務執行役員	川 畑 裕 之	経理部 経営サポート本部長
取締 取 締 役	戸 部 直 子 永 沢 裕 美 子	弁護士 フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 世話人 (株)山口フィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員) ジーエルテクノホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	阿 久 津 聡	一橋大学大学院経営管理研究科教授 (株)シンカ社外取締役
取 締 役	マシュー・ディグビー	弁護士
取 締 役	福 澤 俊 彦	中央日本土地建物(株)特別顧問
取 締 役	内 藤 学	水戸ヤクルト販売(株)代表取締役社長

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	川 名 秀 幸	
監 査 役	町 田 恵 美	公認会計士
監 査 役	大 河 内 公 一	
監 査 役	北 村 聡 子	弁護士 (株)さくらさくプラス社外取締役 キャリアリンク(株)社外取締役 全国共済農業協同組合連合会監事
監 査 役	小 野 塚 善 昭	大阪東部ヤクルト販売(株)代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち、戸部直子、永沢裕美子、阿久津聡、マシュー・ディグビーおよび福澤俊彦の5氏は、会社法に定める社外取締役です。
2. 監査役のうち、町田恵美、大河内公一および北村聡子の3氏は、会社法に定める社外監査役です。
3. 監査役のうち、町田恵美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 監査役のうち、大河内公一氏は、長年にわたる経理部門での経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 当社は、戸部直子、永沢裕美子、阿久津聡、マシュー・ディグビー、福澤俊彦、町田恵美、大河内公一および北村聡子の8氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
6. 2024年6月19日開催の第72回定時株主総会において、新たに鈴木康之、渡辺秀一、川畑裕之および福澤俊彦の4氏が取締役に選任され、就任しました。
7. 2024年6月19日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、若林宏、土井明文、今田正男および安田隆二の4氏は、任期満了により取締役を退任しました。
8. 取締役のうち、新保克芳氏は、逝去により2025年2月8日付で退任しました。同氏の退任時の重要な兼職の状況は、「(5)社外取締役および社外監査役に関する事項」に記載のとおりです。
9. 2024年6月19日開催の第72回定時株主総会において、新たに大河内公一、北村聡子および小野塚善昭の3氏が監査役に選任され、就任しました。
10. 2024年6月19日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、山上博資、谷川清一郎および手塚仙夫の3氏は任期満了により監査役を退任しました。
11. 当事業年度における役員の「地位」および「担当」の変更は、次のとおりです。

氏 名	内 容	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
榑 良 昌 利	取締役 専務執行役員 食品事業本部長、化粧品事業本部長	取締役 専務執行役員 食品事業本部長、化粧品事業本部長	取締役 専務執行役員 食品事業本部長、化粧品事業本部長	2024年4月1日
星 子 秀 章	取締役 専務執行役員 管理本部長	取締役 専務執行役員 管理本部長	取締役 専務執行役員 管理本部長	2024年4月1日

12. 2025年4月1日付の役員の「地位」および「担当」の変更は、次のとおりです。

氏名	内容	変更後	変更前	変更年月日
平野 宏一		取締役	取締役 専務執行役員 研究開発本部長	2025年4月1日
榑良 昌利		取締役	取締役 専務執行役員 食品事業本部長、化粧品事業本部長	2025年4月1日
鈴木 康之		取締役 専務執行役員 生産本部長 国際業務部(海外工場担当)	取締役 常務執行役員 生産本部長 国際業務部 (海外工場担当)	2025年4月1日
渡辺 秀一		取締役 常務執行役員 経理部、ヘルスケア事業推進部、医薬品部	取締役 常務執行役員 医薬品事業本部長 経理部	2025年4月1日

13. 当事業年度における役員の「重要な兼職」の変更は、次のとおりです。

氏名	内容	変更後	変更前	変更年月日
永沢 裕美子		ジーエルトクノホールディングス株式会社外取締役 (監査等委員)	ジーエルサイエンス株式会社外取締役 (監査等委員)	2024年10月1日
阿久津 聡			(株)アダストリア社外取締役	2024年5月23日
町田 恵美			日清オイリオグループ株式会社外取締役	2024年6月27日

14. 当社は、執行役員制度を導入しています。
 なお、2025年4月1日現在の取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	岸 本 明	食品事業本部長
常務執行役員	長 岡 正 人	中央研究所長 ヨーロッパ研究所、ヘルスケア事業推進部
常務執行役員	永 岡 裕 明	人事部、人材開発センター、情報システム部、業務部
常務執行役員	夏 目 裕 裕	サステナビリティ推進部、食品品質保証室、広報室、 広告部、直販営業部
常務執行役員	清 野 正 和	生産管理部、調達部、物流統括部
執行役員	朝 倉 義 信	西日本支店長
執行役員	梅 原 紀 幸	広州ヤクルト(株)、中国ヤクルト(株)
執行役員	長 南 治	中央研究所、サステナビリティ推進部、広報室 (学術 担当)、国際業務部(学術担当)
執行役員	志 田 寛	中央研究所、開発研究部、開発部、化粧品部、湘南化 粧品工場
執行役員	植 草 俊 一	国際業務部、国際事業推進部
執行役員	改 谷 正 貴	総務部、情報システム部、法務室
執行役員	西 川 賢	研究開発本部長
執行役員	山 本 幹	経営企画部、ヘルスケア事業推進部、販売会社経営ソ リューション部、直販営業部
執行役員	小 町 直 樹	化粧品事業本部長 業務部、宅配営業部
執行役員	河 合 光 久	中央研究所、開発研究部、開発部、グローバルR&D体 制準備検討チーム
執行役員	大 後 忠 忠	経理部、経営企画部
執行役員	中 野 健	東日本支店長 販売会社事業創造プロジェクトチーム
執行役員	増 田 智 之	開発部、開発研究部
執行役員	塚 越 潤	人事部
執行役員	渡 邊 雅 也	中国ヤクルト(株)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社の役員および執行役員（既に退任している者を含む）が業務遂行に起因して損害賠償請求を受けた場合における争訟費用と損害賠償金について、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しています。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、報酬等に係る事項について、委員の過半数が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」の答申をふまえ、取締役会で決議することとしています。（指名・報酬諮問委員会については、2024年度は5回開催しました。）

2023年2月10日開催の取締役会において決議された、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要は、次のとおりです。

<固定報酬、業績連動報酬（短期インセンティブ（金銭）、株式報酬（長期インセンティブ（株式））>

(ア) 対象者

(A) 固定報酬

取締役全員

(B) 業績連動報酬

当該事業年度末に在籍する取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）

(C) 株式報酬

支給時に在籍する取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）

(イ) 各報酬の算定方法の決定方針

(A) 固定報酬

限度額の範囲内のもと、個々の取締役の職責、当該年度の業績、従事者の給与水準や社会情勢などの内外環境を総合的に勘案し決定することを基本方針とします。

(B) 業績連動報酬

業績連動報酬の算定指標として、業績を計るうえで最も適した「連結営業利益」に加え、「連結乳本数」を使用するものとします。また、業績連動部分は0%～

150%の範囲内で変動するものとして設定します。

なお、業績連動報酬額は、連結営業利益の前年比が70%を下回った場合は、支給しないものとします。

(C) 株式報酬

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、職責等に応じて譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給します。

譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までとします。

(ウ) 報酬の種類別の割合

適正なインセンティブとして機能するよう、下記の割合を基準として報酬を構成します。

(A) 固定報酬 : (B) 業績連動報酬 : (C) 株式報酬 = 70 : 15 : 15 (%)

※社外取締役および非常勤取締役は、(A) 固定報酬のみ

(エ) 報酬の支給時期または条件の決定に関する方針

(A) 固定報酬 毎月支給

(B) 業績連動報酬 前年度の業績結果に対するインセンティブ報酬のため、算定期間となる事業年度終了後に一時金として支給

(C) 株式報酬 今後の企業価値向上に対するインセンティブ報酬のため、株主総会における取締役選任後、取締役任期分を支給

※ (A) 固定報酬および (B) 業績連動報酬の限度額は、2008年6月25日開催の第56回定時株主総会において定めた年額1,000百万円

※ (C) 株式報酬の限度額および限度株数は、2023年6月21日開催の第71回定時株主総会において定めた年額300百万円および15万株（当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。限度株数については、当該株式分割による調整後の株式数を記載しています。）

これらの方針および報酬の算定方法、個人別報酬等は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」で審議のうえ、取締役会で決議するものとします。ただし、(A) 固定報酬および (B) 業績連動報酬に関する個人別の報酬額については、取締役会の委任を受けて「指名・報酬諮問委員会」で決定するものとします。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額については、2008年6月25日開催の第56回定時株主総会において、年額1,000百万円とすることを決議しています（使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は26名（うち社外取締役は4名）です。また、当該金銭報酬枠とは別枠として、2023年6月21日開催の第71回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額300百万円以内、株式の上限を年15万株（当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。限度株数については、当該株式分割による調整後の株式数を記載しています。）とすることを決議しています（使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まない、社外取締役および非常勤取締役を除く。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（社外取締役および非常勤取締役を除く。）です。

監査役の金銭報酬の額は、2023年6月21日開催の第71回定時株主総会において、年額200百万円以内とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、前述の決定方針に記載のとおり、(A) 固定報酬および (B) 業績連動報酬について、取締役会の委任決議に基づき、「指名・報酬諮問委員会」が具体的な取締役の個人別の報酬額を決定しております。取締役会がこの権限を委任した理由は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」に委任することで、報酬等の決定に関する手続きの透明性・客観性を確保するためです。

また、これらの手続きを経て取締役の報酬額が決定されていることから、取締役会は、「指名・報酬諮問委員会」が決定した取締役の個人別の報酬等の内容が前述の決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、委任決議時点（2024年6月19日）における「指名・報酬諮問委員会」の委員は、成田裕代表取締役社長 社長執行役員、星子秀章取締役 専務執行役員、独立社外取締役である戸部直子氏、新保克芳氏、福澤俊彦氏の計5名です。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	713 (84)	552 (84)	67 (—)	93 (—)	19 (7)
監査役 (うち社外監査役)	109 (43)	109 (43)	—	—	8 (5)

- (注) 1. 上記の支給人員には、第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名（うち社外取締役1名）および監査役3名（うち社外監査役2名）が含まれています。また、2025年2月8日付で逝去により退任した社外取締役1名が含まれています。
2. 上記「業績連動報酬等」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しています。
3. 上記「非金銭報酬等」は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した金額を記載しています。
4. 業績連動報酬の算定指標である「連結営業利益」および「連結乳本数」の当連結会計年度の実績は、55,391百万円および2,937万本/日です。

(5) 社外取締役および社外監査役に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係および当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況	取締役会への出席状況
社外取締役	戸部直子	該当事項はありません。	主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%)
	新保克芳	2025年2月8日まで同氏が社外取締役を務めた(株)三井住友フィナンシャルグループおよび同氏が社外監査役を務めた三井化学(株)と当社との間には特別の関係はありません。	主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行いました。	6回/8回 (75%)
	永沢裕美子	同氏が世話人を務めるフォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)および同氏が社外取締役(監査等委員)を務める(株)山口フィナンシャルグループと当社との間には、特別の関係はありません。また、2024年9月30日まで社外取締役(監査等委員)を務めたジーエルサイエンス(株)および2024年10月1日から社外取締役(監査等委員)を務めるジーエルテクノホールディングス(株)と当社との間には特別の関係はありません。	主に金融に関する専門的見地等に基づいた発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%)

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況	取締役会への出席状況
社外取締役	阿久津 聡	同氏が教授を務める一橋大学と当社との間には特別の関係はありません。また、同氏が社外取締役を務める(株)シンカおよび2024年5月23日まで社外取締役を務めた(株)アダストリアと当社との間には特別の関係はありません。	主にマーケティングに関する専門的見地等に基づいた発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%)
	マシュー・ディグビー	該当事項はありません。	主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地等から発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%)
	福澤 俊彦	同氏が特別顧問を務める中央日本土地建物(株)と当社との間には特別の関係はありません。	主に企業経営に関する専門的見地等に基づいた発言を適宜行っています。	8回/8回 (100%)

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況	取締役会への出席状況
				監査役会への出席状況
社外 監査役	町田 恵美	同氏が2024年6月27日まで社外取締役を務めた日清オイリオグループ(株)と当社との間には特別の関係はありません。	主に公認会計士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%) 10回/10回 (100%)
	大河内 公一	該当事項はありません。	主に財務会計に関する専門的見地等に基づいた発言を適宜行っています。	8回/8回 (100%) 8回/8回 (100%)
	北村 聡子	同氏が監事を務める全国共済農業協同組合連合会と当社との間には特別の関係はありません。また、同氏が社外取締役を務める(株)さくらさくプラス、キャリアリンク(株)と当社との間には特別の関係はありません。	主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行っています。	8回/8回 (100%) 8回/8回 (100%)

- (注) 1. 福澤俊彦氏は、2024年6月19日開催の第72回定時株主総会において新たに選任され、就任したため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。また、新保克芳氏は、逝去により2025年2月8日付で社外取締役を退任したため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。
2. 大河内公一および北村聡子の2氏は、2024年6月19日開催の第72回定時株主総会において新たに選任され、就任したため、取締役会および監査役会の開催回数が他の監査役と異なります。
3. 当事業年度において、上記の社外取締役6名は、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要として、取締役会における発言をはじめ、取締役会の実効性の分析・評価や経営陣との意見交換の場をとおして、それぞれの専門的見地から経営全般に関する助言・提言を行いました。

- ② 取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」「サステナビリティ諮問委員会」について
 当社では、取締役の指名・報酬に係る事項については、独立社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬諮問委員会」を2021年に設置し、当該委員会の適切な関与・助言を得るため、取締役会で決議することとしています。当事業年度においては、戸部直子、新保克芳および福澤俊彦の3氏が「指名・報酬諮問委員会」の委員を務めました。
- また、「サステナビリティ諮問委員会」を2024年4月に設置し、環境・社会課題等の解決に向け、サステナビリティに関する基本戦略、対策・対応について審議しています。当事業年度においては、永沢裕美子、阿久津聡およびマシュー・ディグビーの3氏が「サステナビリティ諮問委員会」の委員を務めました。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	125百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	125百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けただうえで、会計監査人の前期の会計監査の職務遂行状況、当期の監査計画の内容、報酬見積もりの算定根拠について、確認し審議した結果、これらについて相当であると判断したため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 当社子会社で、海外の子会社（27社）については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任します。

5 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則により、大会社である取締役会設置会社に義務づけられた内部統制システムの整備について、2006年5月19日開催の取締役会において決議しています。また、この決議内容については、社内外の環境変化などに応じて、適宜見直しを行っており、現在の決議内容は次のとおりです。

当社は「私たちは、生命科学の追究を基盤として、世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献します」という企業理念のもとで事業活動を推進していくものであり、そのために広く社会から信頼される企業として、内部統制機能の強化・充実を重視した経営を実践していくことが重要であると考えています。

この考え方に基づき、内部統制システムの整備状況に関する当社の現状をあらためて確認したうえで、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり決議しています。

なお、本決議内容は法令の改正・社内外の環境変化などに応じて、適宜見直しを行い、内部統制システムの更なる強化・充実を図っていきます。

- ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、役員および従事者が、企業活動を正しく行うための規範として「ヤクルト倫理綱領・行動規準」を制定し、対象者全員にこれを配布して内容の周知徹底を図るとともに、コンプライアンスに関する社内研修を継続的に実施しています。
 - ・ また、社外の有識者をメンバーとする「コンプライアンス委員会」を定期的で開催し、当社のコンプライアンス体制の整備に関する助言を受けています。
 - ・ さらに、会社が自ら法令違反を発見して改善する自浄作用を機能させることを目的として内部通報制度を設置しています。
 - ・ 加えて、当社は企業活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を断固として遮断、拒絶します。警察など関係機関と平素から緊密な連携を保つとともに、社外の有識者を主たる委員とする「企業倫理委員会」により取引の監視にも努め、反社会的勢力からの不当要求に対しては組織をあげて立ち向かい、あらゆる法的対応をとります。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・ 株主総会および取締役会などの議事録については、法令に基づき、適切に保存しています。
 - ・ また、「文書取扱規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存することとしています。
 - ・ 取締役および監査役は、常時、これらの議事録・文書等を閲覧できるものとしています。
 - ・ さらに、「文書取扱規程」の中では機密保持についても規定し、情報漏洩防止のための措置をとっています。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は管理本部が中心となり、各部署に関わる業務に付随するリスク管理は当該部署が行うこととしています。
 - ・ また、突発的に発生する危機に対応するため、社長や本部長が、危機的事項の内容に応じて設置される各種対策本部の本部長に就任することなどを規定した「危機管理規程」を定めています。
 - ・ さらに、お客さまへの安全な商品提供と品質保証体制の確立を目的に「品質保証委員会」を設置・開催し、かつ、食品の品質保証に関わる全社的な統括業務を行う独立した専門部署として「食品品質保証室」を設置しています。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、執行役員制度の導入により、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図るとともに業務執行責任を明確化し、それぞれの機能の効率性を高めています。
 - ・ また、会社の意思決定方法を「決裁規程」に定めて、重要性に応じた意思決定を行うとともに、原則として毎週開催する経営政策審議会および執行役員会を設置して、意思決定の迅速化を図っています。
 - ・ さらに、業務の効率的な遂行を図ることを目的として、会社の組織機構やその運営基準を、「組織規程」および「業務分掌表」に規定しています。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 子会社については、原則として当社の役員や社員を、当該子会社の役員として派遣することによって業務の適正と効率的な執行の確保に努めています。
 - ・ また、子会社および関連会社に対して、事前の稟議承認や報告を求める事項などについて「関係会社管理規程」および「海外事業所管理規程」の中で定めているほか、当社の内部監査部門（監査室）による監査も実施しています。
 - ・ さらに、中期経営計画において、グループ全体の目標値の設定や経営戦略を示すとともに、当社内に子会社の管理部署を設置して支援体制を敷くことや、子会社向けの研修などを実施することで、グループ全体の業務の適正を確保しているほか、「危機管理規程」において、グループ全体における突発的に発生する危機への対応を定めています。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役専従のスタッフとして、会社の業務に精通し、監査役の職務を適切に補助できる社員を配置しています。組織上、内部監査部門である「監査室」とは独立した「監査役付」という立場で、直接監査役の指揮命令下で業務を行います。
- ⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役専従のスタッフの取締役からの独立性と指示の実効性を確保するため、当該スタッフは組織上、いずれの部署にも所属せず、取締役の指揮命令下には属しない立場となっています。
 - ・ また、その独立性を尊重するため、当該スタッフの人事考課は常勤監査役が直接行うこととしています。
- ⑧ 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役会のほか重要な会議に出席し、随時その議事録を閲覧するほか、重要な稟議については、監査役による確認が行われており、その内容を把握できるシステムとなっています。
 - ・ また、当社および子会社に対する内部監査結果についても常に報告がなされています。
 - ・ さらに、「取締役に事業の報告を求め、必要に応じて関係部署、子会社などに報告を求める」旨を「監査役監査規程」に明記しています。
- ⑨ 監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社の監査役に報告を行った当社および子会社等の役員および社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを一切禁じています。
 - ・ また、「内部通報規程」において、報告をした者にとって不利益となる一切の措置・言動を行ってはならない旨を規定しています。
- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 「監査役監査規程」の中で「取締役会のほか重要な会議への出席」「欠席時の説明要求や議事録・資料閲覧」「業務・財産の状況調査に必要な取締役、執行役員および使用人等への事業の報告要求」「子会社・関連会社への報告要求、業務・財産状況調査」の権限を定め、監査役監査が実効的に行われることを確保しています。
 - ・ また、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部の専門家の意見を聴取することができます。
 - ・ さらに、外部の専門家の意見の聴取にかかる費用およびその他監査にかかる諸経費は、当社が負担することとしています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しています。

当事業年度では、コンプライアンス体制について、社外の有識者をメンバーとする「コンプライアンス委員会」（年2回）を開催し、当社のコンプライアンス推進状況に対して意見・提言を受けました。また、社外の有識者を主たる委員とする「企業倫理委員会」（年1回）を開催し、当社の企業倫理活動の実施状況について確認を行いました。

監査体制については、監査役の取締役会全回への出席のほか、常勤監査役による経営政策審議会や執行役員会等の重要な会議への出席とともに、監査役会において必要に応じて取締役等から事業内容の報告を受けました。また、内部統制部門である監査室による当社および子会社への監査などをはじめ、基本方針に基づいた運用を実施しました。

6 剰余金の配当等に関する事項

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの累進配当の実施に加え、経営環境に合わせた自己株式の取得をとおして、株主還元の一層の充実を図ることを目的に、剰余金の配当等の決定に関する方針にあたる株主還元方針を変更することを本年2月14日開催の取締役会で決議しました。

変更後の株主還元方針は以下のとおりです。

「当社は、累進配当の考え方に基づき、継続的な増配を目指すことを最優先とし、将来の事業拡大や収益向上を図るための資金需要および財政状況ならびに当期の業績などを総合的に勘案して配当金額を決定します。加えて、総還元性向70%を目安とし、市場環境やキャッシュ・フロー等を勘案したうえで、機動的な自己株式の取得を実施します。」

※自己株式の取得は、2030年度までに1,000億円以上の実施を見込んでいます。

※変更後の株主還元方針は、当事業年度（2025年3月期）から適用します。

(2) 剰余金の配当の状況

上記の方針に基づき、当期の年間普通配当金額は、前期に比べて1株当たり8.5円増配の年額64円とし、すでにお支払いしている中間配当金32円を差し引き、当期の期末配当については32円とさせていただきます。

当期に係る剰余金の配当の明細は、次のとおりです。

取締役会決議日	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日
2024年11月12日	9,702百万円	32円	2024年9月30日
2025年5月13日	9,541百万円	32円	2025年3月31日